

虐待防止のための指針

1章 事業所における虐待防止の基本的な考え方

1. 基本理念

障害者虐待防止法の理念に基づき、対象者の権利を擁護し、虐待の防止および早期発見・早期対応に努めます。

2. 障害者虐待の定義

障害者虐待防止法第2条第7項では次の行為を行った場合を「障害福祉施設従業者等による障害者虐待」と定義しています。

1) 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

2) 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

3) 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4) 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による1)～3)までに掲げる行為と同様の行為の放置その他障害者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

5) 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 本指針について

1) 策定と変更

本指針は虐待防止委員会（以下、委員会）によって策定されたものである。根拠となる法律等に基づいて適宜変更を行う。変更は委員会の議を経る必要がある。

2) 職員への周知

①事業所管理者は、すべての現場職員が虐待防止について意識を持ち、適切な対応ができるように指導する。

②事業所管理者は、虐待防止研修、その他必要に応じて行う研修において、適切な情報を提供する。

2章 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

3. 委員会の構成

- 1) 理事長
- 2) 理事
- 3) 各事業所管理者（虐待防止の責任者）
- 4) 事務局，その他必要と認められるもの

4. 委員会の役割

1) 会議

年1回の定期会議（概ね6月）を開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催する。

2) 虐待防止のための計画づくり

虐待防止の研修，虐待が起りやすい職場環境の確認と改善，ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し，マニュアルやチェックリストの作成と実施の指示，掲示物等ツールの作成と掲示物の実施計画づくり

3) 虐待防止のチェックとモニタリング

各事業所管理者はチェックリストにより虐待が起りやすい職場環境の確認を行い，各事業所で取りまとめたものを委員会に報告する。この際に現場の課題や事故（不適切な対応事例を含む）状況，苦情相談の内容，職員のストレスマネジメントの状況についても報告する。委員会では報告をもとに，どのような対策を講じる必要があるのか，検討する。

4) 虐待発生後の検証と再発防止策の検討

虐待やその疑いが生じた場合，事案を検証の上，再発防止策を検討，実行する。

3章 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

5. 研修の実施

- 1) 研修は年2回程度（概ね9月，2月）開催する。また，必要に応じて臨時の研修を行う。学会，施設外研修を施設内研修に代えることも可とする。
- 2) 研修の結果は研修記録として保存する。

4章 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

6. 通報義務

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは，速やかに市区町村に通報する義務がある。「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合とは，明らかな虐待を目撃した場合だけでなく，虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は事実の確認できなくとも通報する義務があることを意味している。また，事業所内部で起きた障害

者虐待について職員から相談を受けた場合、職員からの相談内容や虐待を受けたとされる障害者の様子等から、虐待の疑いを感じた場合は相談を受けた者も通報の義務が生じる。

7. 通報者の保護

虐待の通報した者が不利益を被ることのないよう、虐待防止委員会は現場を管理監督する。なお通報自体は匿名で行うことも可能である。

8. 委員会の開催

障害者虐待が発生した場合は通報を行ったのち、速やかに虐待防止委員会に報告し、委員会の開催をする。

5章 虐待発生時の対応に関する基本方針

9. 対応手順

1) 虐待防止センターへの通報

虐待の情報を得たものは、速やかに電話等により市町村障がい者虐待防止センターに通報する。

2) 管理者への報告

虐待に関する情報を得た従事者等は、直ちに、利用者への適切な配慮をした上で、管理者等に報告し、虐待防止委員会を開催し、速やかに必要な対応を実施する。

3) 事実確認

管理者等は、通報の内容等を記録するとともに、情報を分析し、可能性がある場合には、速やかに、通報等の記録とともに、市町村障害者虐待防止センターに報告する。管理者等は、市町村障害者虐待防止センターへの報告だけでなく保護者等に連絡するとともに、かかりつけ医、看護師等による支援など利用者の安全・安心の確保のために必要な措置を講じる。

4) 虐待防止委員会の開催

速やかに委員会を開催し、対応について協議する。

6章 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

10. 本指針は各事業所に保管し、自由に閲覧が可能である。

7章 その他虐待防止の適正化推進のために必要な基本方針

11. 研鑽

5に定める研修のほか、社会福祉協議会や自治体が実施する虐待防止に関する研修には積極的に現場職員を参加させ、常に研鑽に努める。

参考：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活推進室：障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き．令和2年10月．

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

令和5年6月 最終更新